

平成31年2月26日

陳 情 文 書 表

議 会 運 営 委 員 会

陳情番号	193	付議年月日	31.2.13
件名	神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の改正を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
議会運営委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年神奈川県条例第33号、平成25年3月1日施行、以下「条例」という）は、「会派及び議員は、当該年度において交付された政務活動費の総額から、当該年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残額に相当する額を翌年度の5月31日までに返還する」旨を規定している。</p> <p>しかしながら、この規定のままでは、支出に不正なものがあっても、これを引いた残りの支出分が交付された額を上回る場合は、返還しなくてもいいことになる。</p> <p>私は、中村省司議員の政務活動費（政務調査費）の不正を裁判で追及し、最高裁まで争った。最高裁もこの条例があることを理由に、不正利得が支出に含まれていても、残余がない場合は返還命令を知事が下さなくても違法ではないとの判断であった。</p> <p>よって、前記条例の改正を求める次第である。改正の趣旨は、「政務活動費の支出に不当利得が含まれる場合は、支出の残余の有無に関係なく返還する義務を負う」としていただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>現状の条例は、支出が交付額を上回る場合は、不正なものが支出に含まれていても返還しなくてもいいことになっている。これは、税金を納める県民からすれば、納得いかない条文である。</p> <p>私は、中村県議の政務活動費（政務調査費）の不正受給をめぐる最高裁まで争ったが、結局、この条例があるために、「不当利得があっても返還しなくてもいい」との判断が下った。県議会として、時代錯誤のこの条例を改正し、県民の税金が原資となる政務活動費（政務調査費）の不正がこれ以上起きないように求めるものである。</p>			

陳情番号	194	付議年月日	31.2.13
件名	中村省司議員に対し辞職勧告決議あるいは除名処分を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
議会運営委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>中村省司議員に対しては、518万8050円にのぼる政務活動費（政務調査費）の不正受給が明らかになっている。</p> <p>私は、原告として、神奈川県知事を相手に、前記金員の返還を求めなかった事実が違法であることの確認を求める裁判を起し、横浜地裁は「支出は実態のない不当利得であった。よって返還を求めなかった行為は、違法である」との判決を平成28年8月3日に得た。知事は控訴したが、東京高裁も、「領収書は偽造。架空支出に当たるので、不当利得である、返還を求めなかったことは違法」と平成29年7月10日に判決を得た。知事は上告したが、最高裁は、「県条例で残余がない場合は返還しなくてよい、とされているので、返還を求めなかったことは違法とは言えない」との判決を平成30年11月16日に言い渡した。しかしながら、最高裁は、「本件各支出は実際は存在せず、領収書は虚偽の内容のものであった」と判決で認定した。裁判で、政務活動費（政務調査費）の不正受給が確定したことになる。</p> <p>よって、不正行為が確定した中村議員に対し、議会として、辞職勧告の決議をすること、あるいは除名処分を下すことのいずれかを求める次第である。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>私は、中村議員を選出した鎌倉に住む有権者である。この間、裁判を自費で起し中村議員の不正を追及してきた。</p> <p>最高裁で不正が確定した事実は重い。政務活動費（政務調査費）の原資は、県民の税金である。議会が襟をただすという意味からも、厳重な処分を求めるものである。</p>			